

# 委員会 Q & A

## 各委員会で付託された5議案を審査

本会議で付託された5件の議案について、6月13日から15日にかけて行われた各常任委員会で審査を行いました。各常任委員会での主な質疑応答の内容をお知らせします。

**総務**

**総務**

(委員) 田島 川口 木田  
大長 荒関 鈴木

### 空家等対策協議会条例の制定

**Q.** 特定空家とは何か？

**A.** 建物、敷地とも管理ができていない危険な状態の建物をいう。

**Q.** 今回の条例制定の目的は？

**A.** 空家等対策計画を協議、策定するための諮問機関となる「協議会」を設置するためのもの。

**Q.** 委員にはどのような方が選任されるのか？

**A.** 学識経験者としては、司法書士、不動産鑑定士、土地家屋調査士、建築士などの専門家や地元精通している区長などを考えている。

**Q.** これまでの調査で分かっている空家数は？

**A.** 540件ほどある。

**Q.** 今後の対応は？

**A.** 計画素案の策定、協議会に諮問、パブリックコメント、結果の公表、計画案を議会に上程、計画の施行という流れになる。その際、必要に応じて、空家等の現地確認を行うことになる。

### 地方創生推進事業

**Q.** この事業として、市が打ち出している地方版総合戦略「ダイヤモンドシティ・プロジェクト」事業の具体的な内容は？

**A.** 移住・定住、魅力の発掘PR、雇用の創出、出会い・結婚につながるもので、まだ大まかではあるが、「観光資源の調査・分析」、「地元人材の強化・育成」、「現地ツアーの開催」、「さまざまな媒体での情報発信」の4つの事業を推進する。

### 消防施設整備事業

**Q.** 今回の整備理由は？

**A.** 石岡小美玉スマートICと茨城空港を結ぶアクセス道路整備事業に伴うもので、竹原地区の第2分団機庫詰所を今年9月までに解体し、移転するため。

**文教福祉**

(委員) 本仲 目川 谷 木村  
岩谷 笹 小幡 植木

### マル特制度を18歳まで拡大

**Q.** 子どものマル特対象年齢が拡大されるが、その概要は？

**A.** 医療費の助成の支給対象年齢を、現在の中学3年生（義務教育終了）から高校生相当（18歳到達の年度末）までに拡大するもの。

**Q.** 対象者が制度を利用するときの自己負担は？

**A.** 例えば、外来のときは、医療機関ごとに1日600円を上限に、月2回までの自己負担を支払う。入院のときは、1日300円の自己負担。1カ月最大3000円まで負担する。薬局の分の自己負担はない。

**Q.** 改正後の新規対象見込み数は？

**A.** 約1520人と見込んでいる。

**Q.** 財源は？

**A.** 市単独事業なので、市の財源で全てまかなう。

### 妊産婦及び小児の医療福祉制度の所得制限を緩和

**Q.** 所得制限が緩和されるが、その内容は？

**A.** 現行の所得制限額が緩和されるもので、本人と配偶者及び扶養義務者の所得で判定される。(表①参照)

**Q.** 改正後の新規対象見込み数は？

**A.** 妊産婦が約30人、小児（特別小児から移行）が約450人と見込んでいる。

**Q.** スクールライフサポーター配置事業とは？  
**A.** 学生や若い人材を学校現場に導入して、登校しぶりの子どもたちを

**スクールライフサポーター配置事業**

**Q.** どのような経費なのか？  
**A.** 夏季休業中、ALT（外国語指導助手）が指導にあたる。

**Q.** いつ、どのような方が指導にあたるのか？

**A.** 中学生が英語で討論するコンテスト「英語インタラクティブフォーラム水戸地区大会」に出場するため英会話の表現力等の指導にあたる方に支払う経費。

**語学指導経費**

**Q.** どのような経費なのか？

(表①)

【妊産婦及び小児の医療福祉制度の所得制限】

現行	所得額 393 万円+ (30 万円×扶養人数)
改正後	所得額 622 万円+ (38 万円×扶養人数)

(\*平成 28 年 10 月以降適用)



竹原第2分団機庫（産業建設常任委員会で現地視察）

**産業建設**

(委員) 井槻村田島井  
藤大野戸福石

**経営体育成支援事業費補助金**

**Q.** 補助の内容は？

**A.** 農業の担い手を育成するために、農業機械や農業用資材購入費の30%を補助する国の事業。

○本市の基幹産業は農業なので、市の上乗せ補助等も検討してほしい。

支援しながら不登校の解消を図るもの。県からの委託事業で、本年度も、小川小学校に1名配置される。

**◆9月定例会から**

**請願・陳情者の意見陳述ができます**

市政などについて要望があるときは、だれでも市議会に対し、請願・陳情を行うことができます。

本市議会では9月定例会から請願・陳情の方が直接議会に對して意見を述べられるようになります。

請願書・陳情書の書き方等は市議会のホームページに掲載してあります。詳しくは、議会事務局にお問い合わせください。  
 意見陳述を希望される場合には、請願・陳情書の提出時に申し込みください。  
 その際、「意見陳述申出書」に必要事項を記入し、押印のうえ議会事務局に提出をいただくこととなります。

**■意見陳述の方法**

○実施時期 当該請願・陳情が付託された1回目の常任委員会で実施されます。

**6月定例会(傍聴者数)**

日程	会議等の主な内容	傍聴
2日	本会議(開会、議案上程)	2名
3日	地方創生まちづくり特別委員会 議会改革推進特別委員会	—
7日	本会議(一般質問)	14名
8日	本会議(一般質問)	12名
9日	本会議(一般質問、議案質疑)	3名
13日	総務常任委員会	—
14日	産業建設常任委員会	—
15日	文教福祉常任委員会	—
16日	百里基地・茨城空港対策特別委員会 広報特別委員会	—
17日	議会運営委員会 全員協議会 本会議(委員長審査報告採決、閉会)	0名

○場所 委員会室に意見陳述者席を設けます。  
 ○時間 1件につき5分以内とします。  
 \*詳しいことは、議会事務局までお問い合わせください。